

## IPCC 特別報告書「土地利用、土地利用変化と林業」

森林総合研究所林業経営部 天野正博

IPCC 特別報告書「土地利用、土地利用変化と林業」は SBSTA11 に間に合わせるため、来年 5 月の完成を目指して作業を進めており、リードオーサー会議もすでに 2 回開催されている。今後の作業予定としては 6 月から 8 月にかけて専門家レビューを受け、その後、各国政府の第一次レビューを 10 月末から 12 月にかけて、第二次レビューを来年 3 月に受けることになっている。

最初に、この特別報告書を作成するに至った経緯について紹介する。京都議定書の吸収源の項目は COP3 の終盤になってにわかに合意されたため、議定書における吸収源関連の条文解釈が必ずしも一定しておらず実施方法も不明確な点が多い。そこで、昨年 6 月にボンで開催された SBSTA 8 において IPCC に吸収源に関する科学的検討を依頼し、その報告書を受けて 2000 年 11 月に予定される COP6 で実施方法を議論することが決まった。土地利用変化と吸収源の取り扱いが SBSTA において難しいとされた背景に、排出源にくらべ森林の吸収量の計測に多くの不正確さを伴うこと、積算の仕方によっては吸収量が京都議定書の定めた排出削減目標を軽々と上回ってしまう国が生ずるため、その取り扱いについては慎重にならざるをえないことの 2 つがある。不正確さの理由としては森林の分布が広範囲でありながら局所的にみても生物学的特性から不均一であること、かつ地域において構造や大気中の炭素を吸収する速度に大きな違いがあること、地上バイオマス量だけでなく地下部のバイオマス量や土壌中の炭素含有量の変化も計測する必要があるため、計測システム自体が複雑になること等がある。このため科学的な見地から京都議定書の意図を踏まえた形で吸収源を評価する必要性が各国に認識されたため、IPCC に特別報告書の作成が依頼された。

当報告書は京都議定書での吸収源の取り扱いを決める上での基本的な考え方を提供する使命を持っていることから、極めて政治的な背景がある。この点で科学的検討を行う IPCC の性格とそぐわない面があるため、IPCC のワトソン議長自らが当報告書作成グループの議長を務めるとともに、政策に関連すること (Policy relevant) を扱うが、政策自体を決めること (Policy prescriptive) ではないというのを基本としている。このため、政策決定者に対し科学的見地から様々なオプションを提供しようとするのが当報告書の目的になっている。

報告書は専門家レビューを受けている段階であるが、アウトラインは以下のようである。

## IPCC 特別報告書「土地利用、土地利用変化および林業」

### 第 1 章：緒言

SBSTA からのマンドートと特別報告書と IPCC 第 3 次報告書との関係について述べる。

### 第 2 章：グローバルな視点

森林の大気中炭素の吸収源としての働きを地球規模で評価するとともに、陸域生態系での炭素循環の中で最終的に炭素が蓄えられる土壌の重要性を論じる。農耕地土壌からの炭素放出削減の重要性についても触れる。

### 第 3 章：定義の違いのインプリケーションと一般的な問題

京都議定書を実施に移す上で重要な条項のうち、吸収源に関する用語の定義が不明確なものにつき解説する。また、土地利用変化や森林蓄積の増加、森林減少による炭素ストックの変化を計測するための手法、約束期間での各国の吸収量を評価するためのアカウンティング方法について論ずる。

### 第 4 章：新規植林、再植林、森林減少活動の運用 - 3 条 3 項

第 1 約束期間に土地利用変化と林業における炭素の吸収・排出評価の対象となる新規植林、再植林、森林減少活動について、定義の違いにより結果がどう異なってくるかを評価する。また、計測上の問題点や上記の 3 つの活動のポテンシャルティについて、地球規模で検討を加える。

### 第 5 章：追加的人為活動 - 3 条 4 項

3 条 4 項で取り上げられている土地利用変化と林業における追加的活動について、考えられる吸収源対策のポテンシャルティと実施上の問題点について論ずる。

### 第 6 章：プロジェクト活動 - 6 条、1 2 条

京都議定書の 6 条及び 1 2 条の中で吸収源活動を実施する際の実施手順および生じるであろう問題点について検討する。

### 第 7 章：報告ガイドライン

京都議定書が実施に移された場合に必要となる国別報告書のガイドラインを検討し、その枠組みを提供する。また、6 条、1 2 条で必要となるプロジェクト報告書のガイドラインも併せて検討する。